

（仮称）那珂川市総合運動公園整備運営事業 募集要項等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所	確認したい内容	回答
1	事業スケジュールについて	要求水準書	P10	2期工事期間を短縮し、供用開始日を前倒しで提案することは可能でしょうか。	可能です。
2	事業スケジュールについて	要求水準書	P10	1期工事については、事業締結後、直ちに設計、建設業務をスタートできる認識で良いでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
3	施設の引き渡し	要求水準書	P17 第9節	「事業者は、本書に定める公園部分の機能及び性能に関する要求水準、建築施設部分の機能及び性能に関する要求水準を充足していることを確認したうえで、本施設及び周辺環境部分を本市に引き渡すこと。」の記載を「通常使用に支障ない状態で引き渡すこと」という趣旨に見直し頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。
4	施設の引き継ぎ	要求水準書	P17 第9節	「また、事業者は、維持管理業務及び運営業務を適切に行うことにより、事業期間が終了した時点においても、本施設の性能を本書に示す水準として維持していることを確認したうえで、本市又は次期指定管理者に対して円滑に本施設及び業務を引き継ぐこと。」の記載を「通常使用に支障ない状態で引き継ぐこと」という趣旨に見直し頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。なお、当該項目に関しては「通常使用に支障ない状態で引き継ぐこと」を意図していますが、本施設の性能基準として要求水準書を用いることを想定しています。
5	駐車場の営業時間	要求水準書	P19	駐車場の営業時間が7:00-22:00と記載がありますが、公園が24時間開園しているため、駐車場も24時間営業としてよろしいでしょうか。	不可とします。駐車場は夜間（22：00から7：00）施錠することとします。
6	利用料金の設定について	要求水準書	P20 1章10節4(2)	運動施設を占有する場合の利用料金について	個別の占有料金の設定は、他の利用料金及び周辺の相場を踏まえ事業者の提案によるものとします。
7	市主催事業について	要求水準書	P21	スポーツフェスタを本公園にて実施する予定があるか。その際に事業者として人員配置等の必要があるか否か。	【前段】現時点では未定ですが、実施する可能性があります。なお、市が行っている大きな大会は2つ（健康スポーツフェスタ、走ろう大会）です。 【後段】人員配置については、協議によるものとします。また、市の予算を活用した事業であり、費用負担等を含めて協議によるものと想定しています。
8	敷地境界について	要求水準書	P25 2章3節	測量範囲以外で既設体育館との間は一体的に整備する方向か	測量範囲以外の市民体育館及び恵子児童館周辺に関しては、別事業で再整備を検討する予定です。
9	施設配置の考え方について	要求水準書	P25 第3節1	計画地西側において大規模な開発工事が実施されているが、何か建設される予定はあるのでしょうか。あるのであれば何が建設されるのか教えていただきたい。	該当箇所は市街化調整区域になるため、建設物を建てるのに制限がかかるエリアになります。

(仮称) 那珂川市総合運動公園整備運営事業 募集要項等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所	確認したい内容	回答
10	土壌汚染対策法	要求水準書	P36 (1)敷地造成	本工事の施工予定地に関して、土壌汚染対策法の対象区域に該当する可能性があるかどうか、事前調査の有無をご教示いただけますでしょうか。	土壌汚染対策法の対象区域に該当する可能性はあります。事前調査は実施しておりません。
11	造成土の活用量	要求水準書	P36～37 敷地造成工	「約40,000m ³ 確保している土については、本事業で活用すること」とありますが、活用量は事業者提案によるもので、その中で可能な限り活用に努めるとの理解でよろしいでしょうか。	約40,000m ³ 以上の土を本事業で活用する計画としてください。
12	レクリエーション公園として認められる施設整備費	要求水準書	P4, 6, 7, 8, 39, 87, 88	(39項)ウ新たな競技ニーズ等を勘案しながら、個人利用のジョギングやウォーキングが可能な施設内の周回園路を整備することとあり、この条件に該当すると考えるため、3×3バスケットゴール、スケボーセクションをレクリエーション公園の本施設の対象として認めてほしい	3on3用のバスケットゴールに関しては、フレキシブルコート以外の本施設内(駐車場等)において練習や試合を可能とする計画は妨げません。要求水準書の記載内容を変更します。スケボーセクションは本施設ではありませんが、予算上限金額内において整備が可能な場合は、無料開放等を前提としてサービス対価に含めることを可能とします。
13	施設外周部	要求水準書	P40	施設外周部へのフェンス等の設置について、防災を重視した公園として、一時避難の妨げになる恐れがあるが必要でしょうか。	事業者提案によるものとし、本施設の外周全部にフェンス等を設置する必要はないと考えていますが、近隣住民との調整も含め、協議が必要です。
14	設計業務(照明計画)	要求水準書	P41 メイン広場 (e)	本事業における施設整備の照明規格について、各施設競技区分Ⅲ(レクリエーションレベルⅢ)の照度としていますが、照度・均斉度が守られていれば、グレア値の若干の上振れなどは協議対象になりますでしょうか。	原案のとおりとし、ナイター競技に支障の無いような照明設備の計画としてください。
15	観客席	要求水準書	P42	底はB種膜材以上の性能(耐候性能、防火性能)があれば他材料も提案可能であることを確認したい	要求水準書記載内容を修正しましたのでご確認ください。
16	エレベーター設置について	要求水準書	P42 (オ)(c) P46 (ク)(a)	その他諸室等が2階建ての建物となる場合でも、スロープ等を設置することによりエレベーターは不要としていただきたい。	高齢者や障がい者等が移動可能な構造であればスロープ等でも構いません。2階建て以上の施設となる場合は、高齢者等に配慮し関係法令に適合した計画とし、利用者目線に立った施設計画としてください。
17	観客席底の膜材	要求水準書	P42 観客席 (a)	膜材に限定せず事業者提案によるものとしていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ要求水準書を修正しましたのでご確認ください。
18	弓道場の設備	要求水準書	P44 エ 弓道場	弓道場にトイレ・更衣室の設置は必須でなく、クラブハウスのトイレ・更衣室の利用を可とする様、見直し頂けますでしょうか	弓道場を単体で整備する場合はトイレ・更衣室・控室の設置は必須です。

(仮称) 那珂川市総合運動公園整備運営事業 募集要項等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所	確認したい内容	回答
19	周回園路 ゴムチップ系ソフト 舗装	要求水準書	P49 周回園路 (c)	「耐久性があり維持管理がしやすい素材」であれば、ゴムチップ系でなくても差し支えないでしょうか。	原案のとおりとします。
20	境界調査 実施主体	要求水準書	P55 建設業務 基本的な考え方 (2)	8/18公表版で「市が実施する」から「事業者が実施する」に変更されましたが、住民説明と同様に市が実施し、実施にあたり事業者が協力するかたちとしていただけないでしょうか。	事業者にて境界の復元測量等を行うこととします。本市における事業用地の測量結果を踏まえた作業を想定しているため、境界確定に伴う協議等は想定していません。
21	境界調査 調査内容	要求水準書	P55 建設業務 基本的な考え方 (2)	事業者が実施する場合、全体の工期や費用に関係しますので、境界調査の内容をご提示ください。	No. 20の回答を参照ください。
22	境界調査 調査費用	要求水準書	P55 建設業務 基本的な考え方 (2)	同上要求水準の変更に伴い予算が追加されるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業費に含むものとし、追加する方針はございません。
23	備品の整備	要求水準書	P58 第4節	維持管理業務に使用する軽トラック、パッカー車を貴市より無償貸与して頂くことを検討頂けないでしょうか（燃料代、修理代は指定管理者の負担とする）。	無償貸与は行いません。維持管理業務で使用する車両の調達については、本事業費に含まれているものとします。
24	施設運用について	要求水準書	P73 5章7節	公園内は24時間立入可能で、建物や各運動施設で施錠する考えでよいか	お見込のとおりです。
25	駐車場運用について	要求水準書	P86 6章3節	駐車場も24時間出入可能の考えでよいか	防犯等の観点から、駐車場は夜間（22：00から7：00）施錠することとします。
26	付帯施設	要求水準書	P88	付帯施設事業者の交代について	付帯事業の実施に係る基本協定書（案）第8条のとおり、事業内容の変更は可能です。また、事業契約書（案）第99条のとおり、代替事業者を確保するよう努めてください。 参加表明以降、提案書提出までの変更・追加については、可能であるが、変更・追加の理由は必要です。
27	開示資料（現在施工中の進入路）について	要求水準書	添付資料	道路の横断面図のCAD図面はいただけるか	添付資料のCAD図面は提供可能ですので、担当窓口へ申し出てください。
28	開示資料について	要求水準書	添付資料	PDFで開示されている各図面のCAD図面はいただけるか	添付資料のCAD図面は提供可能ですので、担当窓口へ申し出てください。

（仮称）那珂川市総合運動公園整備運営事業 募集要項等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所	確認したい内容	回答
29	整備事業区域外からの水の流入について	要求水準書	閲覧資料4、添付資料4	整備事業区域外からの水の流入は、①事業区域外流域からの雨水排水、②事業区域上流から流れている用水の2区分であるとの認識でよろしいでしょうか。	①事業区域外からの一部排水、②事業区域上流から流れている用水については、水利権を放棄する予定であるため、流入はない想定です。
30	整備事業区域内の切土高について	要求水準書	添付資料2	整備事業区域内の一部に埋蔵文化財がありますが、本計画において切土が発生する場合、現況測量図からの切土高の制限はございますか。	制限等はありません。基本的には文化財調査が完了しており、必要な埋蔵文化財は別途保管しておりますので問題ございません。しかし、万が一工事中に文化財が発見された場合には壊さないよう配慮し、文化財課と協議が必要となります。また、盛土工事だけでは土地の形質変更届の提出は不要と事前協議済です。しかし、切土工事が発生する場合は土地の形質変更届が必要となる可能性があります。
31	整備事業区域外からの水の流入について	要求水準書	添付資料4	整備事業区域南側周辺に存在する耕作地について、用水の手当では必要でしょうか。	用水の手当は不要です。
32	整備事業区域外からの水の流入について	要求水準書	添付資料4	整備事業区域内に流入する区域外の排水施設の断面は、現況断面を準用し、現況と同等として取り扱ってよいでしょうか。	現況断面を準用することは不可と致します。那珂川市開発行為等技術基準（記載のない事項については、都市計画法に基づく開発行為等の審査基準（福岡県建築都市部開発・盛土指導課））に準じて排水施設の断面を検討してください。
33	整備事業区域外排水施設の断面設定について	要求水準書	添付資料4	整備事業区域内に流入する区域外の排水施設の断面は、現況断面を準用し、現況と同等として取り扱ってよいでしょうか。	No. 32の回答を参照ください。
34	その他（事業者選定基準）	要求水準書		アーバンスポーツ施設など、その整備費はサービス対価の対象としないこととなっているが、無料開放等も想定しており、その場合サービス対価を充当することと出来ないでしょうか。	アーバンスポーツ施設に関しては、予算上限金額内で整備可能な場合は、無料開放等を前提として当該整備をサービス対価の対象とすることを可能とします。
35	その他（利用料金）	要求水準書		減免措置について、減免分の費用の市からの補填は無いとの理解でよいか。	お見込みのとおりです。
36	その他（工事費）	要求水準書		陸上トラックについて、4種ライトの公認を取得する際に、備品や倉庫もそれぞれ必要な内容で整備が必要との認識でよいか。	お見込みのとおりです。
37	その他（施設利用の考え方）	要求水準書		開業前の予約方法について、既存団体に関してはある程度市側調整した上で、事業者には指示が来るものとの理解でよいか。	開業当初については、お見込みのとおりです。提案内容に応じて調整が必要と認識しています。

(仮称) 那珂川市総合運動公園整備運営事業 募集要項等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所	確認したい内容	回答
38	その他（施設利用の考え方）	要求水準書		土日祝日のイベント開催について、事業者側で主催できる枠もあるのか。	事業者側で主催できるイベント等は10日程度を想定しており、詳細は要求水準書P21を参照してください。
39	その他（イベント開催支援業務）	要求水準書		大会等を誘致した際に、駐車場確保のために、使用しない公園内施設を含め、予約確保されるケースもあるが、そちらも想定しているか。	年に数回は同様の対応が生じることも想定しています。
40	その他（建築物）	要求水準書		要求水準書の各種仕様について、今後、見直しされる可能性はありますか	ご意見を踏まえ要求水準書を修正しましたので確認ください。
41	弓道場の必要諸室について	要求水準書、様式集	P44 書類審査に係る提出書類の構成4/7(5)工(d)	弓道場に必要諸室についてトイレ、控室、更衣室は要求水準書に記載がない一方、様式H-5-3では上記を含むよう記載があります。事業者提案により上記諸室は免除可能でしょうか。その場合備品等リストの項目も提案内容に合わせて削除可能でしょうか。	弓道場を単体で整備する場合はトイレ・更衣室・控室の設置は必須ですので、要求水準書を修正しましたので、ご確認ください。
42	搬入土	要求水準書に関する第2回質問回答	No. 10（要求水準書P36）	事業契約が行われる時点で搬入土はどのくらいの量になる想定ですか。	事業契約が行われる令和8年3月末時点での想定搬入地山土量は約26,000m3です。 また、搬入土以外で既存農地表土約14,400m3については、事業者にて改良し、第3種改良土以上として活用してください(改良費用については本事業費に含まれるものとします)。
43	盛土規制法	要求水準書に関する第2回質問回答	No. 10（要求水準書P36）	本事業における盛土工事は盛土規制法対象外と考えてよろしいでしょうか。もし、対象となる場合、現在施工中の搬入土仮置きは許可申請または届出済でしょうか。	本事業は都市公園であることから宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の対象外です。そのため、現在の搬入土について盛土規制法に基づく届出等はありません。
44	造成土の取扱い	要求水準書に関する第2回質問回答	No. 11（要求水準書P36）	9月17日付の質問回答(No11)にて造成用途の土として適さない土質であった場合の改良費用は協議とあるが、路床土としての基準を満たしていない場合も協議対象と考えてよいか	路床土として利用する建設発生土に限り基準を満たしていない場合は、協議するものとします。
45	表土	要求水準書に関する第2回質問回答	No. 15（要求水準書P36）	対象表土について事業契約が行われる時点で既に鋤取・仮置きが完了している土量は何㎡あるでしょうか。	事業用地内の表土約14,400m3については、一部は鋤取・仮置きが完了しております。現地盤が表土のままの箇所も存在します。仮置き場は複数箇所あるため、各仮置き場で事業者にて土質改良を実施したうえで、造成土として活用してください。

(仮称) 那珂川市総合運動公園整備運営事業 募集要項等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所	確認したい内容	回答
46	井戸水調査の結果共有について	地元説明会資料	P29	井戸水調査を行われておりますが、現時点での調査結果を共有願います	現時点では調査内容・結果等について公表、共有できません。ただし、契約締結した事業者と順次情報を共有する方針です。
47	プレゼン手法について	募集要項	P24 2-11	提案内容伝達の確実性のため動画を使った提案ができないか	提案書から追加の情報がないことを前提として、プレゼンテーション時の動画使用は可能とします。なお、プレゼンテーションに関するその他の注意事項等に関しては、提案書提出事業者に対して別途通知する予定としています。
48	工事事業費について	募集要項	P26 第5章第4節	計画提案時のオプション（将来的に設置する提案）は可能かについて	提案は可能ですが、評価対象にはなりません。要求水準書の遵守は必要となります。
49	近隣対応・対策業務について	募集要項	P5 第7節（2）カ	（仮称）那珂川市総合運動公園整備運営事業地元説明会の実施結果に近隣住民の意見等記載があるが、要求水準書に反映されていない内容については、対応の必要が発生した場合は、事業契約後の変更という認識でよろしいでしょうか。	事象に応じ、協議によるものとします。
50	什器・備品	様式集	H-2～H-7	什器・備品とは移動可能な物品と考えればよろしいでしょうか。また使用により消費される消耗品とは区別してよろしいでしょうか。	【前段】お見込みのとおりです。添付資料13の内容を参考にご提案ください。 【後段】消耗品とは区別してください。なお、消耗品については全て事業者が用意し、事業期間中において必要に応じてその都度更新してください。
51	提案様式の書き分けについて	様式集	H-2-4、H-7-4等 備品リスト	「建設業務に含む」の記載分けが無い当該2様式については建設業務で整備するもの、それ以外で整備するものを分けて記載をする必要はないということでしょうか。他の備品リストと異なる基準があればお教え願いたい。	No. 46の回答を参照ください。建設業務に含む備品の想定が無い施設は様式を用意していません。
52	提案様式の書き分けについて	様式集	H-3-12等 備品リスト	備品の記載について様式により建設業務に含むものとそうでないものとで記載が分かれている様式がございます。すべての備品リストの様式においてH-3-12等建設業務の記載がない様式については添付資料13を基本として記載し、H-3-13等「建設業務に含む」との記載がある様式についてはそれ以外の備品を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	建築物に付随し、建設業務内での据付が必要か否かでご判断ください。
53	備品等リスト	様式集	H-7-5	園路あるいは広場の備品等とは、固定されていないものが該当し、固定されているベンチや遊具を記載するリストではないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。遊具の内容については、必要に応じて様式C-4にて記載ください。

(仮称) 那珂川市総合運動公園整備運営事業 募集要項等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所	確認したい内容	回答
54	様式への入力方法について	様式集及び作成要領 質問回答(第2回)	No. 29	「様式は分けませんが、自主事業分を加味しない形でご提案ください。」とご回答頂いておりますが、自主事業分は記載しないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。自主事業分を記載しない提案も可能です。
55	本事業の予算について	事業者選定基準	P5 (4) 価格評価点の算定	提案上限価格は設定されていますが、下限価格は設定されていますでしょうか。	下限価格の設定はありません。
56	地域経済への貢献	事業者選定基準	別紙2	事業者選定基準質問回答No5, 6に実際の業務発注時点において提案時発注事業費及び市内事業者数を維持する事が必須と回答がありますが、万が一、提案内容を下回った場合、失格等のペナルティはありますでしょうか。 また、それが難しいようであれば評価基準を変更していただけないでしょうか。	具体的ペナルティは規定しませんが、当該事項に限らず提案内容の履行義務が生じます。
57	選定基準	事業者選定基準	別紙2	1期工事対象内の任意施設の整備提案について、観客席、地下式調整池、遊具施設ゾーン、弓道場のうち3施設を整備した場合の加点を検討いただきたい	原案のとおりとし、1期工事対象内の任意施設の整備提案について、観客席、地下式調整池、遊具施設ゾーン、弓道場のうち2施設整備した場合でも3施設整備した場合でも加点点数は変わらないものとなります。
58	物価スライド	事業契約書(案)	P64	要求水準書質問回答(9/18) No. 1では本事業の事業契約は総価契約とのこと。その場合の物価スライドの方法について確認させていただきたい	物価スライドの方法に関しては、事業契約書(案)別紙5に記載しており、適宜対応する想定です。
59	大規模修繕の基準金額	事業契約書(案)	別紙1	「貴市が直接行う建築物、建築設備に係る大規模修繕」について、修繕1件あたり20万円(税抜)以上を大規模修繕として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
60	埋蔵文化財について			埋蔵文化財の調査は完了しているとは思いますが、土木工事の際に埋め戻した埋蔵文化材を壊しても問題ないかの確認。	基本的には調査が完了しており、必要な埋蔵文化財は別途保管しておりますので問題ございません。しかし、万が一工事中に文化財が発見された場合には壊さないよう配慮し、文化財課と協議が必要となります。また、切土が発生する場合については土地の形質変更届が必要となる可能性があります。
61	市民体育館での利用状況について			現在市民体育館で行っている教室などがあればご教示頂きたい。 また、体育館内で市民が利用できる研修室等があるか否かを ご教示いただきたい。	【前段】現在市民体育館で行っている教室については、子どもスポーツ教室、健康づくり地域交流フェスタ、ニュースポーツ体験広場等を想定しています。 【後段】市民体育館には談話室を設置しており、体育館利用者が利用の前後に使用することが可能です。スポーツ協会及びスポーツ少年団の団体利用時のみ占用利用(無償)が可能です。
62	その他			市の関係団体からの関心表明書の取得は可能でしょうか。	可能ですが、提案書は匿名審査となるため、評価点に大きく影響のあるものではないと考えています。 なお、様式集及び作成要領 質問回答(第1回) No. 28の回答内容から回答内容を更新しており、様式集及び作成要領を修正していますので確認してください。